

クーリング・オフについて

1. お客様が、訪問販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(下面参照)により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したとき(郵便消印日付など)から発生致します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返金を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払を請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行なわなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面または電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

下図のようにハガキ等に必要な事項をご記入の上、販売店あてに郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です。)

右記日付の契約は解除します	契約日 平成○年○月○日
・販売店名	
・販売店住所	
・電話番号	
・商品名・役務の種類	

郵便はがき	
5180621	
三重県名張市桔梗が丘 一番町五番地の一	
名張近鉄ガス株式会社 行	
●住所 (フリガナ)	
●契約者氏名	
●電話番号	

(個人情報の取り扱いに関するご案内)

当社では、本契約に関する個人情報を「当該契約の履行と保証期間外の機器修繕やメンテナンス、また機器診断等の関連アフターサービスの提供や他のガス機器・住宅設備等のご提案、ならびに新製品・イベント開催などのPRやアンケート調査協力の依頼」を行なうために利用させていただきます。